

○国立大学法人上越教育大学個人情報保護規程

(平成17年3月16日規程第5号)

最終改正 平成30年1月31日規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）及びその他の法令に基づき、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）の保有する個人情報の保護に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号。以下「政令」という。）第1条で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令第2条で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(4) 保有個人情報 本法人の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、本法人の役員又は職員が組織的に利用するものとして、本法人が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年

法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。)第2条第2項に規定する法人文書(同項第4号に掲げるものを含む。以下「法人文書」という。)に記録されているものに限る。

(5) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(6) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(7) 行政機関又は独立行政法人等 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第1項に規定する行政機関、法第2条第1項に規定する独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

(8) 非識別加工情報 次に掲げる個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。))を除く。以下この号において同じ。)の区分に応じて当該区分に定める措置を講じて特定の個人を識別することができない(個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあっては他の情報(当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の個人情報保護委員会規則で定める情報を除く。))と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。)ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。

ア 第1号アに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

イ 第1号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(9) 独立行政法人等非識別加工情報 次のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。))を除く。以下この号において同じ。)の全部又は一部(これらの一部に独立行政法人等情報公開法第5条に規定する不開示情報(同条第1号に掲げる情報を除く。以下この号において同じ。))が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。)を加工して得られる非識別加工情報をいう。

ア 法第11条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

イ 独立行政法人等情報公開法第2条第1項に規定する保有個人情報が記録されている法人文書の独立行政法人等情報公開法第3条の規定による開示の請求があったとしたならば、当該独立行政法人等が次のいずれかを行うこととなるものであること。

(i) 当該法人文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

(ii) 独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

ウ 本法人の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、法第44条の10第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。

(10) 独立行政法人等非識別加工情報ファイル 独立行政法人等非識別加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 特定の独立行政法人等非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、特定の独立行政法人等非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

(管理体制)

第3条 本法人に、保有個人情報の管理を行うとともに、安全確保の措置（保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置をいう。以下同じ。）を講ずるため、総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者（以下「管理者等」という。）を置き、それぞれ国立大学法人上越教育大学法人文書管理規則（平成23年規則第3号）第3条及び第4条に規定する総括文書管理者、文書管理者及び文書管理担当者をもって充てる。

2 総括保護管理者は、本法人における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。

3 保護管理者は、当該組織における保有個人情報の適切な管理を確保する。ただし、保有個人情報を情報システムで取り扱う場合は、当該情報システムの管理者と連携するものとする。

4 保護担当者は、保護管理者を補佐し、当該組織における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

(監査責任者)

第4条 本法人に、保有個人情報の管理状況に係る監査責任者を置き、学長が指名する監事をもって充てる。

2 監査責任者は、本法人における保有個人情報の管理の状況について監査する。

(教育研修)

第5条 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する者（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

- 2 総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する業務に従事する者に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。
- 3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者（以下「保護管理者等」という。）に対し、当該組織における保有個人情報の適切な管理のための教育研修を実施するものとする。
- 4 保護管理者は、当該組織における保有個人情報の適切な管理のため、保有個人情報の取扱いに従事する者に対して、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

（従事者の義務）

第6条 保有個人情報の取扱いに従事する場合の義務として、次の各号に掲げる者は、法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等並びに管理者等の指示に従い保有個人情報を取り扱うとともに、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- (1) 個人情報の取扱いに従事する本法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
- (2) 本法人から委託された個人情報の取扱い業務に従事している者又は従事していた者（個人情報の保有の制限等）

第7条 本法人は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 本法人は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 本法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第8条 本法人は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、行政機関又は独立行政法人等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（適正な取得）

第9条 本法人は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第10条 本法人は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全確保の措置）

第11条 管理者等は、保有個人情報の漏えい等の防止その他の保有個人情報の適切な管

理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、本法人から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(利用及び提供の制限)

第12条 本法人は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、本法人は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を本法人の内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(3) 行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 管理者等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための本法人の内部における利用を特定の役員又は職員に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 管理者等は、前条第2項第3号及び第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合には、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 原則として提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

(2) 安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

(業務委託の措置)

第14条 管理者等は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずるものとする。

2 管理者等は、委託に係る契約書に、次の各号に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況について

の検査に関する事項その他必要な事項について、書面で取りかわさなければならない。

- (1) 個人情報に関する秘密保持等の義務
- (2) 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- (3) 個人情報の目的外使用の禁止及び第三者への提供禁止に関する事項
- (4) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (6) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (7) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

3 管理者等は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先における個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期的検査等により確認するものとする。

4 管理者等は、委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項及び第2項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は管理者等自らが前項の措置を実施するものとする。

5 前項の規定は、保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(派遣労働者)

第15条 管理者等は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合は、派遣事業者と秘密保持義務等個人情報の適正な取扱いに関する事項を労働者派遣契約書に規定するものとする。

2 管理者等は、必要に応じて派遣事業者及び当該派遣労働者の双方から秘密保持義務等の個人情報の適正な取扱いに関する誓約書を提出させる等の措置を講ずるものとする。

(個人情報ファイル簿)

第16条 保護管理者等は、個人情報ファイル（法第11条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項に規定するものを除く。以下同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに別記様式の国立大学法人上越教育大学個人情報ファイル簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、総括保護管理者に提出しなければならない。

2 保護管理者等は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに当該個人情報ファイル簿を修正し、総括保護管理者に提出しなければならない。

3 保護管理者等は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第11条第2項第7号に該当するに至ったときは、遅滞なく当該個人情報ファイルについての記載を消除するよう総括保護管理者に申し出なければならない。

4 個人情報ファイル簿は、総務課において一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表するものとする。

(事案の報告)

第17条 保有個人情報の漏えい等の安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した者は、直ちに当該保有個人情報を管理する保護管理者等に報告しなければならない。

- 2 前項の規定により報告を受けた保護管理者等は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行うものとする。
- 3 保護管理者等は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、直ちに総括保護管理者に報告するものとする。
- 4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、発生した事案の内容等に応じて、当該事案の経緯、被害状況等を学長に速やかに報告するものとする。
- 5 総括保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、文部科学省に対し、速やかに情報提供を行うものとする。

(再発防止措置)

第18条 管理者等は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(事案の公表等)

第19条 総括保護管理者は、発生した事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への対応等の措置を講ずるものとする。

- 2 総括保護管理者は、前項の公表を行う場合に、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに総務省に情報提供を行うものとする。

(独立行政法人等非識別加工情報の提供)

第20条 本法人は、法第4章の2の規定に従い、独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）を作成し、提供することができる。

- 2 本法人は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために独立行政法人等非識別加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 3 前項の「削除情報」とは、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることを除く。）を除く。）から削除した記述等及び個人識別符号をいう。
- 4 独立行政法人等非識別加工情報の提供等に係る取扱いについては、別に定める。

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第20条の2 本法人は、保有している個人情報ファイルが第2条第9号アからウまでのいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 提案の募集をする個人情報ファイルである旨
- (2) 提案を受ける組織の名称及び所在地
- (3) 当該個人情報ファイルが第2条第9号イ（(ii)に係る部分に限る。）に該当するときは、法第44条の8第1項において準用する独立行政法人等情報公開法第14条第1

項又は第2項の規定により意見書の提出の機会が与えられる旨

(独立行政法人等非識別加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第20条の3 本法人は、独立行政法人等非識別加工情報を作成したときは、当該独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 独立行政法人等非識別加工情報の概要
- (2) 提案を受ける組織の名称及び所在地
- (3) 提案をすることができる期間

(独立行政法人等非識別加工情報等の安全確保の措置)

第20条の4 独立行政法人等非識別加工情報、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報(以下「独立行政法人等非識別加工情報等」という。)の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、本法人から独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(独立行政法人等非識別加工情報に係る従事者の義務)

第20条の5 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た独立行政法人等非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- (1) 独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに従事する本法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
- (2) 前条第2項の受託業務に従事している者又は従事していた者

(監査)

第21条 監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、この規程等に規定する措置の状況を含む本法人における保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等(以下「保有個人情報等」という。)の管理の状況について、定期及び必要に応じ随時に監査(外部監査を含む。以下同じ。)を行い、その結果を総括保護管理者を経て学長に報告するものとする。

- 2 その他監査の実施に関する事項は、国立大学法人上越教育大学監事監査規則(平成16年規則第8号)の定めるところによる。

(点検)

第22条 保護管理者等は、当該組織における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者を経て学長に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第23条 管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

(行政機関との連携)

第24条 本法人は、個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)4を踏まえ、文部科学省と緊密に連携して、その保有個人情報の適切な管理を行うものと

する。

(細則)

第25条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年規程第17号 (平成23年3月30日))

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第7号 (平成25年3月22日))

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第35号 (平成27年3月25日))

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第42号 (平成27年12月16日))

この規程は、平成27年12月16日から施行する。

附 則 (平成29年規程第17号 (平成29年5月29日))

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

附 則 (平成30年規程第1号 (平成30年1月31日))

この規程は、平成30年1月31日から施行し、平成29年5月30日から適用する。

別記様式（第16条関係）

国立大学法人上越教育大学個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記 録 項 目		
記 録 範 囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正，利用停止等について，他の法律等により定められた特別の手続		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第2条第6項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第2条第6項第2号（マニュアルファイル）
	----- 令第7条第3号に該当するマニュアルファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
独立行政法人等非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
独立行政法人等非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
個人情報ファイルが法第2条第9項第2号ロに該当する場合には，意見書の提出機会が与えられる旨		

独立行政法人等非識別加工情報の概要	
作成された独立行政法人等非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された独立行政法人等非識別加工情報に関する提案をすることができる期間	
備 考	

(注) この様式中「法」とは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）をいい、「令」とは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号）をいう。